

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令

平成十八年三月三十日  
政令第九十九号

内閣は、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二条第三項、第九条第二項及び第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令（昭和五十五年政令第二百八十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「十四日」を「三日」に改め、「要したこと」の下に「（当該疾病が精神疾患である場合にあつては、その症状の程度が同項に規定する期間内に三日以上労務に服することができない程度であつたこと）」を加える。

第六条中「三月」を「一年」に改める。

第十条第一項中「、一月当たり七万二千三百円を限度として」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、一月当たり七万二千三百円（法第九条第二項に規定する期間内に、一月当たりの当該合算した額が七万二千三百円を超える月数が三月以上ある場合にあつては、その三月に達した月の翌月以降の月については、一月当たり四万二百円）を超えることができない。

第十二条を次のように改める。

（法第十二条第一項の政令で定める額）

第十二条 法第十二条第一項の政令で定める額は、次の各号に掲げる法第十条第一項の申請の区分に応じ、当該各号に定める額の三分の一に相当する額とする。

一 遺族給付金に係る法第十条第一項の申請 法第九条第一項、第三項及び第四項、法第十一条第三項、法第十二条第五項並びに第四条から第十条までの規定により計算した額

二 重傷病給付金に係る法第十条第一項の申請 法第九条第二項及び第六条から第十条までの規定により計算した額（法第九条第二項に規定する期間の末日前で、かつ、当該申請に係る負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前に、仮給付金の決定をする場合にあつては、当該負傷をし、又は疾病にかかった日から当該仮給付金の決定において定める日までの間に、ついでこれらの規定の例により計算した額）

三 障害給付金に係る法第十条第一項の申請 仮給付金の決定の時に、判明している身体上の障害の程度に該当する等級に

応ずる別表第一の下欄の倍数を用いて法第九条第五項及び第四条の規定により計算した額

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第一条、第六条、第十条第一項及び第十二条の規定は、平成十八年四月一日以後に行われた犯罪行為による重傷病に係る犯罪被害者等給付金について適用し、同日前に終わった犯罪行為による重傷病に係る犯罪被害者等給付金については、なお従前の例による。